

- ・一時保護所で働く職員は、子どもの暴力への対応（48%）や振り回され（48%）、夜勤の疲れ（45%）、休暇が取れない（39%）などで疲労感が強く、また直接対応職員の43%は非常勤でその専門性に課題がある。
- ・平成 18 年度に提案したマニュアルやガイドラインの検証結果は、必要性（91%）や理解（99%）では高い評価を得たが、ガイドラインの実施可能性（82%）はやや下がり、ガイドラインの現状での達成度は平均で 56%であった。
- ・以上のような結果を踏まえ、平成 18 年度に作成した一時保護開始オリエンテーション、一時保護所心理業務、学習時間、委託一時保護、暴力・器物破損対応、危機対応の 6 つのガイドラインを検討し、最終的な提案を行った。

研究協力者

有村大士	日本子ども家庭総合研究所
井出智弘	九州産業大学大学院
圓入智仁	中村学園大学短期大学部
大島 剛	神戸親和女子大学
大西清文	北九州市子ども総合センター
大谷洋子	横浜市西部児童相談所
大橋和博	長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター
小木曾宏	淑徳大学
坂本富子	北九州市子ども総合センター
高木裕子	福岡県久留米児童相談所
高島義一	福岡市こども総合相談センター
高橋幸市	佐賀県総合福祉センター
津田定利	福岡市こども総合相談センター
野田正人	立命館大学
肥山文雄	福岡県中央児童相談所
深堀雅基	福岡市こども総合相談センター
松崎佳子	九州大学大学院
宮澤 彰	福岡県中央児童相談所
宮成五月	福岡県中央児童相談所
山下紀美子	長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター
山屋春恵	秋草学園短期大学
金崎明子	長崎県佐世保児童相談所
中村有生	神戸市こども家庭センター
佐伯文昭	関西福祉大学社会福祉学部

学習の時間のガイドライン

中村学園大学短期大学部 圓入 智仁

全ての児童相談所一時保護所に、学校(分校、分教室を含む)を設置すべきである。

一時保護所という公的施設で生活しながら、学校教育を受けることのできない子どもが存在していることを、重く受けとめるべきである。

もちろん、一時保護された次の瞬間、椅子に座って授業を受けることが必要なのではない。カウンセリングなど、子どもによっては学校教育よりも大切な援助が必要な場合もある。しかし、いかなる理由であれ、子どもに通学を許さず、学校教育へのアクセスを制限している現状を放置することもできない。

学校教育を含めた生活全体で、一時保護所としての機能を果たすべきである。

とはいえ、すぐに学校を設置するわけにはいかない。教職員の配置、教室や職員室の設置など、ハード面ソフト面でクリアしなければならない条件があまりにも多いからである。そこで、将来的な学校の設置までの間、一時保護所の現状をふまえた具体的なガイドラインを、以下の通り策定することを提案する。

2-1. 学習の目的

学校に通えない子どもに、学校教育に代わる環境を整備すべきである。この前提のもと、学習の目的は子どもの状態に合わせ、段階的に以下の5つが考えられる。

- ①在籍校の学習進度に合わせる
- ②基礎学力つける、躓いた学習を克服する

- ③褒めて学習へのコンプレックスをなくす
- ④落ち着いて学習に集中する

在籍校の教員と調整しながら、一時保護所における学習の目的をどこに設定するかを、個々の児童それぞれに設定すべきである。

特に被虐待児や非行少年には、家庭や学校で落ち着いて学習する習慣が身に付いておらず、学習が楽しくない、苦痛だと感じていることが多いと考えられる。学習に対する否定的な感情を、肯定的になるよう導くことが重要である。

2-2. 職員

最低1名は、児童の学習に専念する学習指導員、あるいは教員から配置換えした児童指導員・保育士(以下、「配置換え教員」)を配置すべきである。

学習指導員は小学校や中学校の教員であることが望ましい。この配置が難しい場合は、少なくとも、職員の中から当該校種の教員免許を持っている者が担当すべきである。常勤か非常勤かは、一時保護所の規模によって柔軟に対応することが望ましい。

配置換え教員も、学習指導を中心に担当することが望ましい。

これらの職員を含め、最低でも児童5名につき1人の職員(児童指導員や保育士など)が、子どもの学習指導に参加すべきである。児童2人に職員1人、児童1人に職員1人と、少人数指導ができる体制を整えることができるに越したことはない。

学習指導員や配置換え教員には、学習の楽しさを伝えるような学習内容の決定、学習プログラムの作成、在籍校との連絡調整、学習室の改善や教材の研究など学習環境の整備などが期待される。

その一方で、一時保護所の職員として、学習以外の生活場面にも積極的に参加し、子どもを多面的に理解するよう努めるべきである。

2-3. 学習室

最低1部屋は学習専用の部屋が必要である。性別、年齢別に分けて指導する必要がある場合、さらに1部屋が必要であるが、この部屋を学習専用とするか、兼用とするかは一時保護所の規模で判断すべきである。

2部屋を学習専用室とした場合、学習の時間以外でも自由に学習室に入り、読書ができるようにするなどの配慮があれば良いであろう。

一日の生活のメリハリをつけるためにも、やむを得ない場合を除いて、居室や食堂と学習室を兼用することは避けるべきである。

2-4. 学習時間

一般に、1授業時間を小学校は45分、中学校は50分としているところが多い。仮に小学校で1日あたり3時間、主要4教科の授業があるとすると、その実質の時間は135分となる。同様に中学校で4時間、主要5教科の授業があるとすると、その実質の時間は200分となる。

一時保護所が回答した小・中学生に必要な学習の時間の平均はそれぞれ、148分と175分であった。

これらの数字を勘案すると、小学生で実

質140分前後、中学生で実質180分前後の学習の時間が必要である。もちろん、これを上回る時間を確保することを妨げない。

2-5. 学習内容

小学生に関して、国語・算数・社会は実施すべきである。中学生に関して、国語・数学・社会・英語は実施すべきである。

理科は実験器具の準備など環境を整える必要があるが、小・中学生ともに、実施することが望まれる。

主要教科やスポーツ活動としての体育以外に、書道、図画工作（美術）、家庭科なども、外部のボランティア講師を依頼するなどして、積極的に導入すべきである。

学習内容に関して、在籍校に指示を仰ぐか、一時保護所で決めるかは一時保護所の判断次第となるが、在籍校との学習内容や進度に関する情報交換は常時、するべきであろう。もし、子どもが施設や里親等に措置される予定であれば、措置が予定されている所の小・中学校と連携する必要もある。

いずれにしても、子どもが再び学校に通うようになったとき、勉強が分からない、勉強についていけないという状況に陥ることを避けるため、最大限の努力をするべきである。

2-6. 教材と予算

学習の時間には、学校の代わりとしての機能が求められていることを勘案すると、学習を指導する立場から必要だと考える教科書や資料集、辞書、書籍、実験道具等の教材、問題プリント、文房具はそろえる必要がある。

教材や図書のための予算が、必要な額を

充足しているところはそれぞれ1カ所しかなかった。ほとんどすべての一時保護所では、必要な予算を得ることができていないのである。

定員1人あたり毎年、教材費として5,000円程度、図書費として2,500円程度は必要であろう。

2-7. 通学

子どもが一時保護所から通学するには、いくつかの条件が必要である。

第一に、一時保護した理由と、通学として外出することが矛盾しないことである。被虐待児など、登下校中に保護者の強引な引き取りが想定される場合、通学には適さない。同様に、非行児など、通学途中で逃走する可能性のある子どもも、通学には適さない。

第二に、本人と保護者の希望があること（同意を得ること）である。

第三に、登下校時の安全確保である。本来の居住地からではなく、一時保護所からの通学途中に、何らかの事故に巻き込まれないようにするため、一時保護所の職員、学校の教職員、保護者のいずれかが登下校に付き添うべきである。

第四に、通学に交通機関を利用する場合の交通費の確保と、事故に巻き込まれた場合の保障の確保である。

第五に、通学できない子どもへの配慮である。通学できない子どもが、通学する子どもに羨望のまなざしを向けることはやむを得ないので、「いじめ」や「使い走り」などが発生しないように配慮できるようにするべきである。

以上の条件が整った後に、通学する学校

の選定が始まる。

子どもの在籍校が一時保護所から通える範囲にあるならば、在籍校に通わせることを第一に考えるべきである。

子どもの在籍校が一時保護所から通える範囲にない場合、一時保護所の所在地を校区としている学校に通わせることになる。このとき、子どもの学籍が問題となる。

例えば、元々の在籍校から一時保護所を校区とする学校、そして措置先の施設や里親の所在地を校区とする学校や元々の在籍校へと、「転校」を繰り返すことが想定される。これでは事務手続きが煩雑になる。そこで、一時保護期間だけ学籍を元々の学校に置いたまま、近くの学校に通うことができるような配慮が必要である。

この配慮は、施設や里親へ一時保護委託をする場合にも、有効であると考えられる。

また、次項でも触れるが、高等学校は一時保護所での学習を学校の代わりに教育と見なさないようである。そのため、一時保護所から通えるようであれば、通学の手段を確保し、登下校の安全や交通費の保障をして、通学させるべきである。

2-8. 出欠扱い

一時保護されている児童の、在籍校における出欠扱いは、そのまま在籍校が一時保護所における学習を評価するかしないかという見方に置き換えて考えることができる。

学校として、一時保護所における学習の時間を、学校における教育に相当すると判断した場合は「出席」となるであろう。

相当するとまでは判断できないものの、学校に通えないという、やむを得ない子ども

もの状況であると判断された場合には、「出席を要しない日」と見なすであろう。これはインフルエンザなど法定伝染病による出席停止の対応と同様である。

そして、学校として一時保護所における学習の時間を、学校教育の代わりとして認めない場合は、「欠席」扱いとなるのであろう。

一時保護所における学習に対する学校の認識が上のいずれであるにせよ、児童相談所（あるいは一時保護所）としては、学校に対し、一時保護している子どもの不利にならないよう、「出席」扱いとなるよう働きかける必要があり、逆に一時保護所としても、学校教育の代わりとしての教育的機能を持つべきである。

高校生に関しては、一時保護所から在籍校に通学できないことへの対応が、小・中学校とは異なるようである。

一般に、高等学校における「出欠」は、ある1日に学校に来たかどうかの「出欠」（以下、「1日の出欠」）と、ある授業科目の時間に教室にいたかどうかの「出欠」（以下、「授業の出欠」）がある。

「1日の出欠」は原級留置（留年）の判断の対象となり、3分の1以上の欠席者を留年とすることが多い。ただし、一般に、忌引、法定伝染病に罹患するなど校長による出席停止、天災などによる欠席、懲戒としての停学は「出席を要しない日」として欠席扱いをしない。そこで、一時保護により通学できない高校生についても、「生徒あるいは保護者の責任に帰すことができない理由による欠席」として、「出席を要しない日」として扱われるべきである。

また「授業の出欠」に関しては、その理由に関係なく、3分の1以上の出席を要する。「出席を要しない日」についても「欠課」（＝欠席）と見なすようである。ここで想起されるのは「保健室登校」である。高等学校によっては、保健室登校における授業時間の過ごし方次第で、「授業の出欠」も「出席」と見なすことがある。つまり、科目毎に何らかの課題をこなすことによって、「出席」扱いすることが可能であろう。

2-9. 中学卒業児童への学習指導

高校生以外の中学卒業児童や、高校を中退した子どもへの学習指導は、その子どもの状況に応じて判断すべきである。

該当する子どもが、何らかの就職希望があり、あるいは資格取得の希望があるならば、それに向けた情報収集や職場体験、学習指導が必要となる。このような明確な進路希望を持たない子どもには、進路指導をする必要もある。

中卒児童や高校を中退した子どもの中には、「勉強」に対してのコンプレックスを持っていることが少なくない。その克服のためや、「何かに集中して取り組ませる」ために、学習の時間を利用することも考えられる。

以上のような中卒児童や高校を中退した子どもの学習の場は、小・中学生と同じ部屋でも構わないだろうし、別室を準備することも考えられる。状況に応じて判断すべきである。

一時保護所に関する心理的業務への提言

神戸親和女子大学 大島 剛

はじめに

被虐待児の急増や一時保護期間の長期化、入所児童のトラブルの増加など、現在の児童相談所一時保護所をとりまく状況は厳しくなっており、新たな方策として平成13年度から一時保護所に専属の心理士（一時保護所担当心理士：以下一保心理士）を配置する方向性が出ており、平成18年度では、推定で全国の一時保護所の約6割にこの一保心理士が配置されている。しかしまだ歴史は浅く、一保心理士の位置づけや役割、業務内容は一時保護所間で格差が見られ、彼らの活動はまったく手探り状態であると考えられる。

このため平成17年度、18年度厚生労働科学研究「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究（主任研究者 奥山眞紀子）」における分担研究「児童相談所及び一時保護所の状況（分担研究者 安部計彦）」における調査結果を基本にして、平成19年に行った再調査の結果を加味して、一保心理士の位置づけや役割、業務内容に関してガイドラインの作成に着手した。

しかし、各地方自治体の児童福祉に対する取り組み方（姿勢、重点項目、構造、システム、予算配分など）の影響から児童相談所のあり方にも違いがあるだけでなく、年間数名の一時保護人数の所から、毎日数十名、最長では1年を超える保護期間の子どもたちを擁する所まで、一時保護所の実情の違いはこちらの想像を超えるほどに広がっている。このため、たとえ一般的、標準的とされる一時保護所を想定してガイドラインを作成したところで、それが適用できずに逸脱する一時保護所が多いのではないかと考えられるに至った。また一時保護所だけを取り出し、そこの一保心理士の業務だけを論じて、児童相談所全

体を見る視点がなければ、汎用性のあるガイドラインの作成は困難であるということが明確になってきた。

そこで一時保護所に関する心理的業務を行う職種を想定はするが、既存の一保心理士だけの個人的業務という視点は取らずに、一保心理士を中核とするが、それを取り巻く多職種も含めた集合体の心理的な業務に関する提案をすることで、これを提言としたい。

一時保護所の心理的業務に関する提言

1 基本理念

入所している子どもたちにとって、安全で安心、いつも明るく暖かく、個人が尊重される一時保護所を維持し、円滑に運営していく職員として活動する。それぞれの職種を尊重し、連携しながら、特に心理的業務に関してその専門性を発揮する。

2 一時保護所担当児童心理司（一保児童心理司）

一時保護所には、最低1名、常勤の一時保護所担当児童心理司（一保児童心理司）を配置する。

なお、現在配置されている非常勤の一時保護所担当心理士（一保心理士）は、一保児童心理司配置への過渡的なものであると位置づける。この際児童心理司や一時保護所職員は、一保心理士が常勤の一保児童心理司に近い形で業務がこなせるようにサポートをする。

・一時保護所は密室性、凝集性が高い閉鎖空間であり、そこで生活する子ども集団は個々の入退所の事情により構成メンバーが日々変化していく特殊な世界である。子どもの行動特徴や背景などの情報が少

ないなかで、直ちに対応が迫られるような緊急性の高い事件も発生しやすい。少なくとも家庭からの分離、生活環境の変化をすべての子どもたちが経験しており、情緒的な不安定さにつながりやすい。また2歳から17歳までの様々な背景を持つ男女が一緒に生活をする安定性を欠く集団でもある。虐待ケースが増えるなかで、保護日数も長期化を余儀なくされ、もはや「一時」といえない状況に陥っているところも見られる。一保児童心理司はこのような特殊な集団と生活をともにしながら、心理的な立場で業務を行うことが中心となる。

- ・一保児童心理司は子どもたちが集団で短期間生活する密度の濃い閉鎖空間で、「今ここ」にいてすることに専念する。一方児童心理司は担当の一人の子どもに対して、措置も絡む長いスパンと家族・学校・施設などの外界とのつながりを持つ広い世界で「これまでとこれから」を考えて接していく。
- ・この両者の役割が児童相談所内に機能的に存在し、独立した状態で有機的な役割分担をすることが望ましい。
- ・現在の一保心理士を常勤の一保児童心理司にするメリットとして、現状で足りていない時間の確保だけではなく、人材確保および育成に多大な影響が考えられる。常勤化により児童心理司との人事交流が盛んになり、研修の機会がシステムティックに用意され、専門性に厚みが出て経験の蓄積が進みやすい。特に現在の待遇では経験の浅い若手しか雇用しにくい現状であり、専門性の高い一保児童心理司としての業務に見合う力量を持つ人材の確保が難しく、またその力量も高めていきにくいシステムであると考えられる。
- ・将来的には、一時保護所の規模によって複数配置を行うべきである。場合によっては児童心理司と同じ所属にすることで同じ専門職チームとしてカバーがしやすくなることは考えられる。
- ・現段階では1人配置でしかないため、同じ心理専門職からのサポート体制が必須であると考えられる。特に研修やスーパーヴァイズは、経験の浅い者には重要であると思われる。

3 心理的業務

一保児童心理司が中核となり行っていく業務であるが、児童心理司との密なる連携と役割分担が円滑に行われている必要がある。各児童相談所の実情によって両者の分担も変化させていく必要がある。期待される業務としては以下のことがあげられる。

非常勤の一保心理士が行う場合には、児童心理司や一時保護所職員ができるだけサポートすることが重要である。

ア. 一時保護所内の役割（子どもに対する心理的業務）

（1）心理的アセスメント

①生活場面における行動観察：一時保護された子どもと日常生活をともにしながら、個別の心理検査、心理面接では十分に把握できない情報を得る。

- ・日常生活場面での行動パターン、集団生活場面における対人関係、情緒的な不安定さやパニックの様相などが考えられる。場合によっては行動チェックリストなどの指標を用いることも可能であろう。このような全般的な行動観察が心理的アセスメントの役割において一番重要視されよう。
- ・定点観測のごとく、毎日の生活場面にコンスタントに入ることにより、その子ども独自の安定性、不安定性の個性が把握できる。また、平凡な日常と突発的な事件に対する反応の違い、ある特定場面でしか観察されないものを発見できる可能性がある。
- ・児童指導員の行動観察の視点の違いは、子どものとるさまざまな行動が、発達の遅れ、発達障害、虐待のトラウマ、その他の要因による反応の可能性かどうかを検討するなど、発達臨床心理学や精神医学的な視点も加味して行うことである。またこれらは問題行動の予測や予防に役立てることができる。

②構造的な心理検査、心理面接：心理的なアセスメントのために知能・発達検査、人格検査（質問紙法、投映法）、問題行動のチェックなどや構造化された面接を行う。

- ・一保児童心理司が行う場合は、児童心理司との役割分担のもとに行われるべきである。ただし、一部の集団法を除けば個別対応が基本であるため、かなりの時間と労力を要するだけでなく、検査・面接を受けたものとそうでないものに対応の差が生まれる可能性がある。
- ・また一保児童心理司の場合は、生活場面で同じところにいることが客観的な心理検査を行いにくくする可能性も考えられる。一保児童心理司が担当する子どもを持たないことで一時保護所内での自由度の高い立場を保っている場合もあるため、検査・面接に関してはその影響を十分検討する必要がある。
- ・また心理検査の種類については、まだ全体的な特徴的な傾向が見出せず、心理職の趣向や力量によって選択されている可能性がある。しかし、発達障害や虐待などの複雑な問題を示すケースが増えてきているために、これらの影響をアセスメントするためのガイドラインも別途作成する必要がある。

(2) 心理的援助・ケア

①生活場面における心理的援助・ケア：日常生活を共にするなかで、自然な形で子どもたちに心理的援助を行う。

- ・食事や清掃、レクリエーション活動、学習場面などにおいて、いろいろな方法で子どもたちと接し、子どもたちが持つ心理的な問題に対してケアを試みる。生育歴上の問題、入所に際しての不安、一時保護所という特殊な環境への適応のストレス、集団生活における対人関係の問題、家族や学校との関係や退所後の進路に関する不安など、さまざまな心の問題を折に触れてケアや援助をしていく必要がある。
- ・パニックなどの緊急危機介入時にも、心理的ケアは重要になる。失われた安心・安全感や人間に対する信頼感の回復、おざなりにされがちな人権の保障などの視点を大切に行われるべきと考えられる。短期間であるために十分な成果は認められないかもしれないが、退所後の環境との適応に、何らかの正の効果は期待できる。

- ・児童心理司は少ない出会いの中で「心理検査」などを駆使しながら長期的な展望を模索するが、一保児童心理司は、集団生活の中でソーシャルスキルやQOLの向上をめざし、担当を持たないという特殊な存在として生活場面を通した心理的なケアを行っていく。
- ・児童心理司の見立ての補完を行ったりできるし、一時保護所職員のコンサルテーションも行いやすくなるのが期待される。
- ・このような役割の質的な違いがあるからこそ、それぞれが持つ情報が共有されると子どもたちの処遇に厚みが出る。互いの業務が煩雑であるために、ともすれば距離が離れやすい一時保護所と相談判定部門のパイプ役としては適任であると考えられる。

②構造的な心理的援助・ケア：絵画、造詣などの集団療法、被虐待児のPTSD治療や箱庭療法、短期療法などを行う。

- ・児童心理司と一保児童心理司の適切かつ有機的な役割分担が必要である。一保児童心理司が行う場合には、労力、時間、設備の問題が多く、構造的なアセスメントに比べて実現化は低く、特に虐待等のトラウマに対する治療は難しいなど、心理療法としての成果はあまり期待できないと考えられる。
- ・アセスメントと同じく、全員に行わなければ担当を持つことと同様の意味になり、日常の対応に影響が出ると考えられる。
- ・一時保護という短期間ではできにくいものではあるが、一保内の精神的な安定のために行われる可能性は考えられる。今後行われるかもしれない心理治療への導入として行われる可能性は極わずかだが考えられる。しかし、一時保護所内で1年以上在籍する子どもたちも昨今散見されてきており、これらのケースに対しては、必要性は高い。
- ・いずれにしても児童心理司が継続的に行ってもいい場合が多く、児童心理司との十分な調整が必要である。

イ. 一時保護所内の役割（一時保護所職員に対する心理的業務）

①心理的アセスメント結果のフィードバック、解説、助言：上記の述べた日常生活における行動観察、心理検査の結果などの心理的アセスメントを一時保護所職員（児童指導員、保育士など）にフィードバック、解説を行う。これには児童心理司の心理診断結果（判定所見）も含まれる。また、個別や集団の子どもたちの問題行動の対処方法の相談にのり、適切な助言ないし援助を行う。

- ・特に行動観察によるものが多いと考えられるが、児童心理司の診断後の専門的な心理判定所見をかみくみして職員に解説することも重要と思われる。ただし、心理的アセスメントの結果ばかりでなく、自らが行う心理的援助・ケアに関する説明と理解も含まれると考えられる。
- ・心理的な立場での対応は、直接処遇職員が行う「指導」と表面的に相反するよう見えることもあり、この点の理解を促して有機的な連携をとっていくことが重要である。また、当然のごとくパニック、神経症的症状、習癖、暴力・いじめなどの対人的トラブルなどの対処方法への助言も重要であるが、これらはむしろ一保児童心理司だけでかかえこまずに、担当の児童心理司や、医師との密なる連携の上で行っていくことが望ましいと考えられる。

②職員への心理的サポート：過酷な一時保護所勤務の職員に対して直接的、間接的に心理的なサポートを行う。

- ・力量のある一保児童心理司ないし児童心理司であれば可能と考えられる。現状では難しいことが多く、職員間の位置関係の問題もあり、明確な業務として位置づけるかは判断が難しい。
- ・しかし、実際に一時保護所職員間の潤滑油として働いたり、バーンアウトの予防や早期発見に寄与している例もあり、この程度のレベルの活動は必要性があるのではないかと考えられる。

ウ. 一時保護所内の役割（一時保護所の一般的業務）

①子どもに対する直接処遇：直接処遇職員の

補助として、子どもたちに対する日常業務を援助する。

- ・全国的には、「掃除指導」「幼児の保育」「学習指導」「行事手伝い」が多い。ここで考えなくてはならないのは、日常生活における行動観察や、心理的援助、ケアは、ほとんどこのような場面で行われているはずということである。
- ・「幼児の保育」に関して、若い女性で発達の視点を持つ一保児童心理司の適性が生かされているという場合もあり、どこまでが職員の補助であり、どこからが心理専門職としての主体的な営みかは曖昧模糊としていると考えられる。
- ・「通院付き添い」「入退所の付き添いや説明」などは、一時保護所と外の世界とのつながりに関するものであり、これらの業務は心理的援助・ケアにとっても重要な機会であると考えられる。
- ・このような業務は補助ではなく、あくまでも心理専門職としての主体的な営みであるという自信と自覚を持つべきと考えられる。

②子どもにかかわらない間接的、事務的な業務：一時保護所の会議に参加し、必要な書類を作成する。

- ・一時保護所職員として保護所内の会議に参加することは重要であろう。会議に心理専門職の立場として参加できているかが問題であると思われる。また、心理関係であろうとなかろうと行政機関であるため必要な書類は作成すべきであろう。

エ. 児童相談所内の役割（一時保護所外の心理的業務）

①児童心理司との連携・調整：一時保護所に関する業務においては児童心理司と役割分担をするだけでなく、できるだけ情報を共有して緊密な連携を取る。児童心理司（場合によって児童福祉司）と結びつけるパイプ役となる。また、児童心理司が一保児童心理司を孤立させないように研修、カンファレンス、スーパーヴァイズを行う。

②児童心理司の補助：一保児童心理司も場合によって一時保護所に関係しない児童心理司の業務を援助する。

- ・それぞれの児童相談所の事情により、療育手帳の判定や巡回相談などが行われることがありえるが、あくまで一保児童心理司に余裕がある場合に限り、児童心理司の本来業務を補完することも可能と考えられる。経験の浅い一保児童心理司が児童心理司のこのような業務を補完することで、力量のアップや視点の広がりなど、心理専門職として育成されていくことは考えられる。

オ．児童相談所内の役割（一時保護所外の一般的業務）

一時保護所の代表としての役割：一時保護所の職員として援助会議に参加する。

- ・心理専門職として、保護中の子どもに関しての処遇意見を述べることはあると考えられる。一時保護所の管理職とは違った専門性で対極的に一時保護所を見渡せる存在になりえるのではないかと考えられる。

一時保護開始オリエンテーションマニュアル

西南学院大学 安部 計彦

1 はじめに

児童相談所の一時的保護所への入所や一時保護委託に際して、子どもの納得はその後の一時保護での生活の安定や集団適応に重要な意味を持つ。

そのため一時保護開始の際に一時保護所職員が行うべきオリエンテーションやインタビューにとどまらず、入所前の子どもに伝えるべきメッセージなどを含め、一時保護開始に際しての関わりについて、以下のように提案したい。

2 パンフレット

(1) メッセージ

児童相談所のパンフレットは多くの一時保護所で作られているが、児童相談所のスタンスを明確にするため、今後はパンフレットには次の四つの項目が掲載されていることが必要である。

- ① 一時保護所は安全である
- ② 一時保護されてもあなたには安全で自分らしく生活する権利がある
- ③ みんなの権利同士がぶつかる時もあり、みんなが安全で安心できる生活をするため、一時保護所にはルールがある
- ④ あなたと同じように、一時保護で生活する他の子ども達にも安全に生活し、暴力から守られる権利があり、他の子どもの権利を脅かすことはできない
- ⑤ 職員は子どもの味方であり、子どもの安全と権利を守り、できるだけ個別に話を聞く

一時保護される原因は様々であり、年齢幅もあるため、事前に伝えるべき内容も多いが、

子どもの安全を保障し、子どもの意向を尊重し、子ども自身が納得するという事は、子どもの人権尊重の観点から大切なだけでなく、一時保護所での生活をよりスムーズにする上で重要である。

特に⑤の「話を聞く」については、今回の山屋や井出の研究で、子どもの話を聞くことの重要性が確認されている。

(2) 子ども向けと保護者向け案内

今回の調査で回答を得た75ヶ所の一時的保護所のうち、子ども向けの入所のしおり(案内パンフレット)は40ヶ所で準備されており、保護者向けのパンフレットも多い。

しかし子ども用の案内パンフレットに、子どもの権利と義務についての記載がある一時保護所は13ヶ所しかなく、保護者用の案内パンフレットに保護者の権利と義務が明記されている一時保護所は8ヶ所であった。多くの一時保護所の案内パンフレットは、入所に必要な注意事項のみで、ある意味一時保護所の管理運営のために作成されたものである。

全国の児童相談所職員は、子どもや保護者の権利を明記することが、結果的に、子どもへのより良い援助を保障するだけでなく、子どもの納得や保護者の了解を得るなど実務的にも有効であることを理解する必要がある。

(3) 子ども用案内の記載内容

子ども向けの案内パンフレットには様々な内容を掲載し、伝えたい情報やメッセージもあるが、最低限次のような事項は必要である。

- ① 一時保護所の住所や電話番号
- ② 一時保護所の地図や室内の写真
- ③ 一日の流れや生活全体の時間配分

- ④ 一時保護所が安全で安心できる場所であることの保障
- ⑤ 一時保護所内での暴力や暴言禁止、連絡方法や住所を教えないなどのルール
- ⑥ 私物や服装、行動などの自由なものと制限されるもの
- ⑦ 一時保護所の理念や子どもへのメッセージ
- ⑧ その他の留意事項

なお①、②は、被虐待児の職権保護が増え、保護者による子どもの奪い返しの心配があるため一時保護所の所在地を教えない方針であれば、この欄には児童相談所の住所など連絡先を明示する必要がある。

また⑥は、非行児など思春期の子どもにとって重要な内容で、子ども自身が一時保護直前に拒否したり、一時保護されてから『ウソをつかれた、約束と違う』と言って行動化する原因にもなる。一時保護所職員にとっては生活するうえでの常識的な事柄であったとしても、今まで経験したトラブルを思い返して案内パンフレットに記載するなど、きめ細かい情報の提供を事前に十分に行うことで、子どもの一時保護後の適応がずいぶん改善される。

(4) 保護者用案内の内容

子どもだけでなく保護者向けの案内パンフレットも必要である。もちろん内容的には子ども用の案内パンフレットと重なるが、子どもの法定代理人であり、現に子どもの養育に責任を負う人達への配慮も必要となる。

そのため以下の項目を含むものでなければならない。

- ① 子ども用の①から⑧まで
- ② 保護者への緊急連絡先を入所に際して聞くこと
- ③ 保護者としての権利と義務
- ④ 面会に関する一般的なルール（時間の制限、お土産の禁止、面会には児童福祉司

への事前の連絡が必要など)

- ⑤ 児童相談所の判断で面会ができないこともありうること
- ⑥ 健康保険証など入所に必要な準備
- ⑦ 不服申し立てに関する説明
- ⑧ その他の留意事項

このうち③は、例えば子どもの状況を常時知る権利や家族としての関係を継続する権利などである。また⑤とも関連するが、児童相談所への一時保護に伴い、実質的には親権の一部が制限されることであり、面会時間の制限や子どもが面会を拒否すれば保護者が希望しても子どもに会えないことがあるなど、児童相談所は保護者の意向より子どもの福祉を優先した対応をすることの十分な理解を得る必要がある。

また⑦は、一時保護決定通知書などには記載があるが、事前に法律の仕組みや法的手続きについて十分の情報を提供しておくことが、以後のトラブル防止にも役に立つ。

これらの情報は、一時保護を説明する際に児童福祉司等が事前に渡すことが必要であり、また職権による強制保護であったとしても、保護者への説明やパンフレットの提供は必要である。

3 入所の際の確認事項

(1) 子どもへの再度の説明

子どもを一時保護する際、上記の子ども用の案内パンフレットによる事前情報が伝わっている場合や当日に児童福祉司等からの説明があったとしても、一時保護を行う場合には、再度一時保護所職員が、日常生活での権利やルールなど一時保護所等で生活する上でのオリエンテーションが必要である。

なお一時保護は、被虐待児など安全と保護が必要な子どもと、非行児など一時保護所内でのルールの遵守を求める子どもが混合する中で生活指導を行う必要があり、入所に際しての一時保護所での生活の説明は十分時間を

取り、本人の納得を確認しながら行う必要がある。

(2) 子どもの権利ノート

今回の調査でも、「子どもの権利ノート」(見本を資料1として掲載)がある一時保護所は6ヶ所であり、平成14年度の高橋の調査(注1)に比べて増え方は少ない。

上記(1)の入所時に子どもに行う説明に際しては、子どもの権利ノートか、すでに述べた子ども用の案内パンフレットを用いる。

大切なことは、①一時保護は安全であること、②子どもは自分の権利を持ち、自分らしく生きていく権利が保障されていること、③児童相談所の職員は子どもの安全と権利を守る、④他の子どもの権利を奪うことは許されないなどの宣言と、日常生活における具体的な様々な事項についての説明が必要である。

(3) ストレス対策の確認

次に子どもに、日ごろイライラした時の対応策を聞く。一時保護所は集団生活であり、常時子ども達の入代わりがあるため、この研究の山屋の報告にもあるように、子ども達はイライラを感じることは多い。

そのため入所に際し、「集団生活なのでイライラするのは当たり前。だからイライラしたらどのような方法で発散するかを教えて」と、(資料2)にある千葉県中央児童相談所作成のチェックリストなどを参考に、事前にイライラの対応方法を聞いておく。

そして「イライラしたら職員に言ってきて」と頼む。子どもが『先生、イライラしてきた』と訴えてきたら、「すごい、〇ちゃんはイライラしたことが分かっている。そしたら一緒に〇ちゃんとそのイライラを発散しよう」と言って、チェックリストに従って、イライラを発散する方法を一緒に行う。

その時に大切な点は、①本人が訴えたイライラをはめること、②一緒にイライラの解消

を行うことである。

特に②は、職員の人手と時間を取られるが、その時子どもに付き合うことで、結果的に子どもの衝動的な行動を抑制し、不適応行動を防ぐと同時に、適応行動の増進につながり、子ども自身の自己コントロール力を向上させることになる。

またもし子どもがイライラして衝動的な行動を起こしたり、自傷行動や集団を乱す行動をすれば、結局その子どもへの対応に時間と人手を取られるのであるから、「先手必勝」として子どもに対応するのである。

(4) 特別な配慮

一時保護所は集団生活であるので、どうしても団体行動を要求され、個人の嗜好や特別な対応が認められない場合も多い。

一方、一時保護が必要な子どもの中には特別な配慮が必要な子どもも多く含まれている。

しかし個別の対応を特定の子どもの職員が行うと、周囲の子どもがその子どもへの特別扱いに不満を募らせ、職員がいない場所でその子どもへのいじめ等が行われたり、職員への不満を訴え、集団活動に困難をきたす場合も出てくる。

そのため、年齢や性別による配慮は当然必要であるが、子ども用や保護者用の案内パンフレットや子どもの権利ノートなどで、「一時保護では子ども一人ひとりへの配慮を行う」旨の説明が必要である。

そしてその具体的な対象としては、①性被害やいじめなどの「被害を受けていた子ども」であり、②「宗教や心身的な要因」から制限を受けている子ども、③「ほかの子どもの安全や安心して生活することを妨げた場合」などを明記した方がよい。

なお子どもの中には「自分も特別な配慮が必要だ」と訴え、個別的なかわりを求めてくる子どもも予想されるため、「特別な配慮は、児童福祉司の要求により一時保護所長が決定

する」と規定する必要もある。また子どもからの特別扱いの要求に対して、「児童福祉司に伝えておくので、その決定がされるまではみんなと同じ行動が必要」という対応をすべきである。

(5) 子どもとの契約

一時保護は児童福祉法第33条により児童相談所長の権限として行えるが、子ども自身が入所を拒否したり集団生活でのルールに従わない場合は、一時保護所への入所やその継続は困難である。またすでに述べたように、一時保護でのルールに従うことに納得していることは、無用のトラブルを防ぐ。

そのため、一時保護について思春期の子どもに対しては、一時保護に同意（希望）する契約を締結することが必要と思われる。

契約の内容は、児童相談所は子どもの安全確保と子どもの福祉を目的として最大限の努力をすることを誓い、子どもは一時保護でのルールに従うことで、双方が努力を誓うのである。

もし子どもが説明をしても契約を拒否した場合には一時保護は難しく、もし被虐待児などで家庭に返せない場合には、個室など個別の処遇を行い、一時保護所での集団生活に合流させることは不適切である。

また一時保護中に他の子どもへの暴力や器物破損など一時保護所の安全を損なう行動が起きれば、契約違反として上記と同様の対応が必要となる。そして契約違反が続発すれば、

児童福祉法での対応が困難と判断し、家庭引取りや家庭裁判所送致などの対応が必要となる。この点については次項に詳しい。

なお子ども自身と児童相談所（一時保護所長）との間の契約は、法律的な効果より子どもの自覚を促すものであり、この契約書を根拠に法的な対応（契約違反に対する損害賠償請求）などは生じないと考える。

以上一時保護開始時点での子どもへの説明と、子ども自身の了解、そして子どもとの契約の締結に関する説明をしてきた。

今回一時保護に関する研究を通して、一時保護所でのトラブルの何割かは、入所時点での受け入れの配慮により改善が期待できると予想されることも多いことが分かった。

一時保護所の建物などのハード面の改善は難しいが、受入前に子どもや保護者に対して一時保護に関する情報の提供や入所時点での子どもへの対応は実施可能であり、有効な対応策としてここで改善を提案したい。

（注1）平成14年、高橋重宏「児童相談所一時保護所の現状と課題に関する研究」日本子ども家庭総合研究所紀要第39集

(資料1)

神奈川県相模原児童相談所権利ノート(年長版:原文にはすべての漢字にフリガナがつく)

<表紙>

一時保護所のしおり

～「権利」と「責任」一時保護所の生活について～

<1ページ目>

はじめに

一時保護所を紹介されたり、ここで生活することになったみなさんへ

はじめまして、一時保護所です。あなたは今、一時保護所ってどんな所だろうと不安に思っていないですか。このしおりは一時保護所がどういう所か、どんな人がいるのか、何をするのか、など知りたいこと、聞きたいことが書いてあります。

一時保護所(みんな「保護所」と呼んでいます)では、みんなが安心できるよう努力していますが、勉強もあれば、保護所ならではのルールもあるので、はじめは緊張したり、慣れなくて困ることもあるでしょう。でも安心してください。のんびりしていて、楽しいことも多いので、保護所をすきになってしまう人が多いです。それから規則正しい生活ができて、いけないことはいけないと教えたり、注意してくれる大人がいるので、生活を立て直したいと思っている人にもいいところだと思います。

このしおりを読んで(わからないことは聞いてください)保護所のことをよく理解して利用すれば、ここはあなたにとって、きっとプラスになると思います。

<2ページ目>

1. 保護所はどんなところ?

保護所は相模原市淵野辺2の7の2にある相模原児童相談所の中にあります。

保護所は2歳から17歳までの子どもが25人くらいで生活しています。部屋数は4部屋で、ほかの子ども達と一緒にになりますが、男女や年齢を考え、部屋わけをして、楽しく生活できるようにしています。

保護所には、一緒に遊んだり、勉強をみたり、時には注意したり、はげましてくれる大人(指導員や保育士、心理職員)、夜と一緒に泊まり、遊んでもくれる大学生のお兄さんやお姉さん、食事を作ってくれる栄養士さんや調理の人たち、みんなが気持ちよく生活できるように掃除をしてくれるおばさんもいます。ここで働いている大人たちはみんなの幸せを願っています。

<3ページ目>

2. 権利と責任

さあ少し保護所のことをわかったところで大事なことを聞いて下さい。

「権利」ってよく聞く言葉ですが、知っていますか。

あなたは健康で安心して生活できる権利を持っています。簡単に言えば、ちゃんと食事ができることや、お風呂に入れたり、暴力を受けないで生活できるということです。

権利ってあたりまえのことだけど、なかなか守られないことってあるよね。

「責任」は人が生活している時に守らなければならないことです。権利は誰か一人が持っているのではなくて、一人ひとりが持っています。自分勝手にしていただれも権利なんて守れません。自分や人の権利を守るためにも一人一人が責任をもって生活してください。自分や人の権利をまもり、

責任ある生活をする。これが保護所での基本となります。職員は、あなたたちの権利が守られるように努力しますし、責任ある生活ができるようにアドバイスしてゆきたいと思っています。

3. どうして保護所で生活するの？

あなたは どう 思っていますか。

なんで保護所で生活するの（理由）、保護所で何をするの（目的）かはひとそれぞれ違います。たとえば「事情があってしばらく家や施設で生活できない」とか「自分にいけないところがあって家にいられなくなった」という理由、「解決するまでよく考えて話し合いをする」とか「自分の生活をたてなおす」という目的があります。理由と目的は大事ななので、よく考えてみよう。わからないときやうまく整理できないときは児童相談所の担当職員などとよく話し合ってください。そしてこの期間中にあなたの心配ごとや問題を一緒に考え、少しでもよい解決の方法を見つけるようにしたいと思っています。またあなたも解決できるように努力してください。職員はいつでも応援します。

< 4 ページ目 >

4. 悩みや心配ごと・意見は聞いてくれるの？

あなたが保護所でいじめや暴力を受け困ったときや、保護所の生活に意見があるときは保護所の職員や担当の職員に何でも相談してください。また、直接話しにくい時は、保護所に設置している投書箱に投書しても良いでしょう。投書箱などへの苦情や意見は保護所の沢課長・横山班長が受け付けし、あなたの考え

や意見を大事にしながらか解決に向けて働きかけます。そして、安心できる生活を送ってほしいと思っています。

5. 保護所の日課はどうなっているの？ （*日課表：省略）

< 5 ページ目 >

となっています。もうちょっと説明すると・・・

- ・掃除 ～みんながそれぞれの力に応じた場所をうけもち、朝と夕方になります。皆の生活する場はみんなできれいにしましょう。
- ・ラジオ体操～朝の掃除の後にラジオ体操をします。天気良ければその後ジョギングをします。
- ・食事 ～育ち盛りのあなたたちに必要な栄養を考えて献立を作っています。嫌いな食べ物も少しずつ食べられるようにしましょう。
- ・自由遊び～仲間と話をしたり、スポーツやトランプをしたり、マンガを見たりと思おもいに過ごしています。トランプ・ボールなど貸し出しています。みんなのものでありますので大事にしてください。また、貸し出し時間が決まっていたり、職員と一緒にいないと貸し出せないものもあります。
- ・日直 ～朝、夜の会の司会・食事のあいさつなどをします。小学生以上で交代します。
- ・お風呂 ～夕方から毎日入れますが、順番と時間が決まっています。
- ・学習 ～平日の午前と午後にします。できるところからやってみましょう。
- ・テレビ ～夕方の掃除終了後から見られます。日替わりで優先順位が決まっています。

・グループ活動～土日や祝日は近くの公園に遊びに行ったり、図書館にいったりします。

< 6 ページ目 >

6. ルールはあるの？

1. 外出はできるの

～職員と一緒にならば OK ですが、子どもだけの外出はできません。休日や行事でなるべく外出できるようにしたいと思っています。

2. 電話・手紙・面会

～担当の人と相談してください。また、面会したくないと思うときは会わないこともできます。

3. 持ち物は

～必要な薬は持ってきてください。

また持ち込めないものは、ゲームボーイやカードゲームなどの遊び道具、携帯電話やお金などです。洋服は傷んだりなくしたりすることもあるので、なるべく保護所のものを使います。

4. その他

- ・他の子どもの部屋には入れません。
- ・男子児童は女子児童の廊下へ行ってはいけません。
女子児童は男子児童の廊下へ行ってはいけません。
- ・住所交換はやめてください。電話番号、メールアドレス、手紙などの交換も禁止です。
お互いのプライバシーを話すこともやめてください。
あなた自身の今後の生活を守るためです。
- ・暴力や物を壊したり、物に落書きはいけません。
物を盗むこともしてはいけません。
他の人を傷つける言葉、汚い言葉も禁

止です。(あだなや名前の呼び捨ても禁止です。)

< 7 ページ目 >

7. プライバシーは守られるの？

あなた宛の手紙を勝手に開けたり、あなたの秘密を勝手に他の子どもに話すことはありません。

職員は、所の外の人間にもあなたの秘密を話しません。

押し入れは週に1度あなたと職員が一緒に掃除をします。

8. いつまで保護所にいるの？

あなたやあなたの周りの問題が解決したり、あなたがこれから生活する場所が決まると退所(保護所を出て行くこと)します。人によっても違いますが、平均して4週間位で退所することが多いです。問題が解決して退所できることを私たち職員は心から願っています。

おわりに

保護所がどんなところかわかりましたか。わからないことはまず聞いてください。

一時保護所の大人は、あなたの今と将来の両方を考えて、みんなが幸せになるように、一緒に生活し応援していきます。

一時保護所の担当は _____

児童相談所の担当は _____

(資料2)「一時保護所で落ち着く方法」確認シート

おちつく方法

保護所の生活の中で、イライラした時や落ち着かない気持ちになった時、あなたはどのような方法を使うと、落ち着いてリラックスする事ができるでしょうか？

「これならできる！」と思うもの、あるいは「できるかもしれないな。」と思うものを、下の項目から選んで○（マル）をつけてみてください。

1. 鼻から大きく息を吸い込み、口から息を出す。
2. 新聞紙をクシャクシャに丸めて、ゴミ箱に捨てる。
3. 20数える。
4. 聞いてくれそうな先生に思いっきり話してみる。
5. 熱いシャワーを浴びる。
6. 冷たい水で手と顔を洗う。
7. 今の感情（気持ち）を紙に書く。
8. 「やりきれなさ」と自分に言い聞かせる。
9. 音楽を聴く。
10. 部屋で一人になり、イスに座る。
11. (けんかした)相手と一度離れて、一人になり、相手にかける言葉を考える。
12. 20分くらい体を動かしてみる。
13. 10秒間、枕をギュッと抱き、そして力をゆるめるという動作を何度か繰り返す。
14. あわてないで、落ち着いていられる方法を練習する。
15. 20秒間、押韻のある言葉をできるだけ紙に書く。(例:「きく」「さく」「いく」「つく」…)
16. お気に入りの本やマンガを読む。
17. 自分を取り戻すために、お茶か麦茶を飲む。
18. (保護所にある)サンドバッグを思いっきりたたいてみる。
19. へそに力を入れ、両手の親指をこぶしの中に入れてから、ギュッと握ってみる。
20. 自分自身をコントロールする方法のステップを決めて、少しずつクリアしていく。

自分なりの方法を先生と話し合い、決まったら書いてみてください。

[]

(注) 原文はふりがな付き
千葉県中央児童相談所作成

委託一時保護ガイドライン

九州大学大学院 松崎 佳子

委託一時保護は、児童相談所運営指針において「児童相談所が子どもを一時保護する必要がある場合は、一時保護所を利用することを原則とするが、夜間発生や生活習慣の未自立、子どもの問題状況等定められた適切な理由で委託保護を行うことが適当と判断される場合には、一時保護を行うことができる」とされている制度である。今回の調査において委託一時保護制度が、児童相談所の一時保護機能の一つとして非常に活用されている機能であることや各児童相談所の一時保護所の現状を補完する機能としても重要であることが明確となった。

しかし、制度運用に関してはさまざまな課題を抱えていることも明らかになった。今後の一時保護機能のあり方を考える重要な視点の一つとして委託一時保護のガイドラインの提示を試みたい。

1. 制度の意義づけ

委託一時保護は大きく分けて「夜間・緊急」「保護者の危険からの保護」など一時保護所の機能とほぼ同様のニーズのものと一時保護所で対応が困難な「専門的援助」を求めているものがあり、児童相談所の判断により一時保護所の現状等に応じて委託先が選定されている。一時保護所の量的、質的側面を補う制度と言えよう。量的には昨今の虐待相談を含む養護相談の増加に対し、大規模な保護所では慢性的な定員満杯状態であること、保護所を併設しない児童相談所にとっては保護所に替わるものとしてニーズはさらに高くなってきている。また、質的にも被虐待児童や非行等情緒・行動障害児童への処遇の専門性の強化等からますます重要な役割を持つてくると考えられる。

委託一時保護の場合、委託される子どもは、様々な要因で突然要保護状態となり情緒的に不安定になっている子どもであったり、一時保護所で対応が困難と思われる専門的援助が必要とされる子どもたちである。しかも児童相談所内にある一時保護所と異なり、児童相談所との連携が日常的には困難であること、委託先も児童福祉施設、里親、病院など様々であり、委託機関独自の本来機能の中で委託一時保護を行っていることなど、委託一時保護制度の特有性がある。従って、それらの特徴を踏まえた丁寧な対応が必要である。

基本的には、児童相談所・保護者が安心して子どもを委託でき、委託先が安心して子どもを引き受けられ、その結果として子どもが安全で安心して生活できる制度であることが重要である。

2. 委託一時保護の決定

運営指針で示されている一時保護の委託が可能な場合は以下の通りである。

- ①夜間発生した事例等で直ちに一時保護所に連れてくるのが著しく困難な場合
- ②乳児、基本的な生活習慣が自立していないため一時保護所において行うことが適当でないと判断される幼児の場合
- ③自傷、他害のおそれがある等行動上監護することがきわめて困難な場合
- ④非行、情緒障害あるいは心的外傷など子どもの抱えている問題の状況を踏まえれば、一時保護後に、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設あるいは医療機関などのより専門的な機関において対応することが見込まれる場合
- ⑤これまで育んできた人間関係や育ってきた環境などの連続性を保障することが必